○名寄市除排雪担い手育成確保事業実施要綱

令和３年３月22日告示第1004号

改正

令和４年３月31日告示第1024号

令和５年３月７日告示第1005号

名寄市除排雪担い手育成確保事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、除排雪事業の担い手確保及び人材の育成を目的として、雇用の創出、地元定着化や地元建設業等の安定的な経営を推進するため、技術継承対策や人材確保対策について予算の範囲内において助成事業を行うものとし、その交付に関しては、名寄市補助金等交付規則（平成18年名寄市規則第54号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（助成対象事業）

第２条　この告示に基づく助成対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

（１）　技術継承訓練助成事業

（２）　講習会及び研修会受講助成事業

（３）　大型自動車免許取得助成事業

（４）　大型特殊自動車免許取得助成事業

（定義）

第３条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（１）　事業所　次に掲げるものをいう。

ア　市内に本社又は本部が存在し、名寄市道の除排雪に関わる建設等関連企業及び事業所

イ　市内に存在し、名寄市道の除排雪に関わる建設等関連支社及び事業所（本社又は本部が市外にあるもの）

ウ　市内の建設等関連企業及び事業所で構成し、名寄市道の除排雪に関わる組合又は協同体

（２）　個人　次に掲げるものをいう。

ア　市内に在住し、事業所に通年雇用されている者

イ　市内に在住し、事業所に採用が内定している者

（助成対象者）

第４条　助成事業の対象者は、事業所又は個人とする。

（助成金額）

第５条　助成金額及び助成対象経費は、次の各号に定めるところによる。

（１）　技術継承訓練助成事業　事業所内における除排雪事業に従事する者同士の技術の継承に必要な訓練・講習などに対し、必要な経費の３分の２の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）を助成する。ただし、年１回の開催に対し10万円を限度とする。

（２）　講習会及び研修会受講助成事業　個人の技能及び技術の向上のために必要な講習会又は研修会の受講に対し、必要な経費の３分の２の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）を助成する。ただし、３万円を限度とする。

（３）　大型自動車免許取得助成事業　個人の大型自動車免許の取得に対し、必要な経費の３分の２の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）を助成する。ただし、18万円を限度とする。

（４）　大型特殊自動車免許取得助成事業　個人の大型特殊自動車免許の取得に対し、必要な経費の３分の２の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）を助成する。ただし、18万円を限度とする。

２　前項第２号、第３号又は第４号の助成事業は、過去に同種の助成を受けている場合は、助成を受けることができない。

３　第１項第２号、第３号及び第４号の助成を受けた者は、交付決定後、市内同一の事業所に継続して３年以上勤務しなければならない。

（助成金の交付申請）

第６条　助成金を受けようとする者は、名寄市除排雪担い手育成確保事業利用申請書（別記様式第１号）に、次の掲げる書類を添付して、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

（１）　技術承継訓練助成事業

ア　事業内容が分かる書類及び事業決算書

イ　口座振替依頼書（別記様式第２号）

（２）　講習会及び研修会受講助成事業

ア　講習会又は研修会の内容が分かる書類及び講習費用受領書又は研修費用受領書（受講料及び教材費が明記されたもの）

イ　事業所の就業証明書又は内定通知書

ウ　口座振替依頼書

エ　誓約書（別記様式第３号）

（３）　大型自動車免許取得助成事業及び大型特殊自動車免許取得助成事業

ア　運転免許証の写し又は免許取得が確認できる書類

イ　事業所の就業証明書又は内定通知書

ウ　口座振替依頼書

エ　誓約書

（交付決定）

第７条　市長は、前条の申請があった場合は、その助成の可否を決定し、名寄市除排雪担い手育成確保事業助成金決定（却下）通知書（別記様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の返還及び通知等）

第８条　市長は、助成金の交付を受けた者（以下「助成対象者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した助成金の一部又は全部を返還させることができる。なお、市長が特別の理由があると認めた場合はこの限りではない。

（１）　事業所に採用内定していた者が就労しないとき。

（２）　交付決定後、過去に第５条第１項第３号又は第４号の助成事業の助成を受けていたことが判明したとき。

（３）　交付決定後、第５条第１項第３号又は第４号の助成を受けたものが、市内同一の事業所に継続して３年以上勤務していないことが判明したとき。

２　助成対象者は、前項各号のいずれかに該当したときは直ちに、名寄市除排雪担い手育成確保事業助成金支給要件非該当報告書（別記様式第５号）により、市長に報告しなければならない。

３　助成対象者は、返還の通知を受けたときは、助成金を一括して返還しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

（交付決定の取消）

第９条　市長は、虚偽その他の不正の手段により申請者が支給を受けたことが判明したときは、その決定を取り消すことができる。

（委任）

第10条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月31日告示第1024号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月７日告示第1005号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

別記様式第１号（第６条関係）

別記様式第１号（第６条関係）

名寄市除排雪担い手育成確保事業利用申請書

年　　月　　日

名寄市長　　様

申請者　住所

氏名

電話

名寄市除排雪担い手育成確保事業実施要綱第６条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

助成金種類	（１）　技術継承訓練助成事業 （２）　講習会及び研修会受講助成事業 （３）　大型自動車免許取得助成事業 （４）　大型特殊自動車免許取得助成事業　　※いずれかに○印
対　象　者	事業所名：
	氏名：
	所在地：名寄市
	生年月日：
	就労日：
助　成　額	円
添付書類	（１）　技術継承訓練助成事業 ①事業内容が分かる書類及び事業決算書 ②口座振替依頼書（別記様式第２号） （２）　講習会又は研修会受講助成事業 ①講習会又は研修会の内容が分かる書類及び講習費用受領書又は研修費用受領書 ②事業所の就業証明書又は内定通知書 ③口座振替依頼書 ④誓約書（別記様式第３号） （３）　大型自動車免許取得助成事業及び大型特殊自動車免許取得助成事業 ①運転免許証の写し又は免許取得が確認できる書類 ②事業所の就業証明書又は内定通知書 ③口座振替依頼書 ④誓約書

別記様式第２号（第６条関係）
別記様式第２号（第６条関係）

口　座　振　替　依　頼　書

名寄市除排雪担い手育成確保事業に係る助成金は、下記の口座に振込願います。

記

１　振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協	本店（所） 支店（所） 出　張　所
預金種別	１　普通　　２　当座	
口座番号		
（フリガナ） 口座名義人		

備考　申請者が口座名義人になっているものに限る。

別記様式第３号（第６条関係）

別記様式第３号（第６条関係）

誓　約　書

名寄市除排雪担い手育成確保事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、交付申請にあたり次のとおり誓約します。

記

１　申請書及び提出書類の内容は、全て事実と相違ありません。

２　実施要項第５条第３項の規定に基づき、交付決定日から３年以上継続して市内同一の事業所に勤務します。

３　実施要綱第８条の規定により、各助成事業の返還を命じられた場合は、速やかに返還に応じます。

４　実施要綱第７条の規定に基づいた助成対象者の可否の確認を行うため、市が就労先等に聞き取り調査を行う場合はこれに同意します。

年　　月　　日

名寄市長　　様

申請者　　住所

氏名

電話

（受講者）　住所

氏名

電話

別記様式第４号（第７条関係）

別記様式第４号（第７条関係）

名寄市除排雪担い手育成確保事業助成金交付決定（却下）通知書

名寄市指令　第　　号
年　　月　　日

様

名寄市長　　印

年　月　日付けで申請のあった助成金について、名寄市除排雪担い手育成確保事業実施要綱第７条に基づき助成金の交付決定したので、次のとおり通知します。

なお、助成金については口座振替依頼書に基づき、指定の口座に振り込みます。

（　　年　月　日付けで申請のあった助成金について、名寄市除排雪担い手育成確保事業実施要綱第７条に基づき交付を却下したので、次のとおり通知します。

なお、却下理由は、次に記載のとおりです。）

記

１　助成金交付決定額は次のとおりとする。

（１）　助成事業に要する経費　　円

（２）　助成金交付決定額　　円

２　助成事業名

３　助成金の交付条件は、次のとおりとする。

（１）　この目的以外には使用しないこと。

（２）　交付決定後、市内の建設等関連企業へ就労しないとき若しくは就労後３年を経過せずに退職したときは、市に助成金を一括して返還すること。

（３）　必要と認めたときは、地方自治法第221条第２項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることがある。

（４）　助成金の交付要件に違反したとき又は不正行為がなされたときは、この助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、その返還を命じることがある。

（却下理由：　　）

別記様式第５号（第８条関係）
別記様式第５号（第８条関係）

名寄市除排雪担い手育成確保事業助成金支給要件非該当報告書

年　　月　　日

名寄市長　　様

助成対象者　住所
氏名
（受講者）　住所
氏名

名寄市除排雪担い手育成確保事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第８条の規定により、次のとおり報告します。

記

１　報告内容

□　市内の事業所に採用内定していた者が就労しない

□　交付決定後、過去に実施要綱５条第１項第３号又は第４号の助成を受けていたことが判明した

□　交付決定後、実施要綱第５条第１項第３号又は第４号の助成を受けたものが、市内同一の事業所に継続して３年以上勤務していないことが判明した

２　上記の理由